

凍結胚・凍結精子の保存期間延長をご希望されている方へ

凍結胚・凍結精子の保存期間は1年間です。

保存期間延長をご希望される方は期日までに「凍結胚 保存期間延長申請書(同意書)」または「凍結精子 保存期間延長申請書(同意書)」のご提出及び凍結保存期間延長料金(保存維持管理料)のお支払いをお願いします。

治療中に更新時期を迎える方も同様の手続きが必要です。

必要書類・料金をご準備の上ご来院ください。自費でのお支払いに限り銀行振込(申請書郵送)も可能です。

※郵送による保存期間延長料金(維持管理料)の受付(現金書留)はしておりません。

期日までに必要書類の提出・保管期間延長料金のお支払いが確認できない方は、採卵時・精子凍結時にご提出いただいている「胚凍結保存に関する同意書」または「精子凍結に関する同意書」に従って凍結保存を中止させていただきます。(期日は必ずご自身でご確認ください)

保険適用での保存期間延長をお考えの方

以下の内容全てを満たした場合、保険適用となる可能性があります。

- 不妊治療中
- 保険適用での胚移植が回数制限を超えていない(下記図参照)
- 保険適用の年齢制限内

年齢制限	回数制限	
	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数制限
治療開始時において 女性の年齢が43歳 未満であること	40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

保険診療は凍結開始日より算定して3年(保険診療で延長できるのは2回)です。

ただし、1年に複数回採卵された方でそれぞれに凍結胚がある場合は保険診療で延長できるのは1年に一度です。

保険適用での手続き(申請書提出・支払い)は、必ず診察後に受付で行ってください。

※精子凍結の保存期間延長は自費となります。

自費での保存期間延長をお考えの方

凍結保存期間延長料金(維持管理料)は35,000円です。 銀行振込・申請書郵送可(裏面参照)

以下の内容いずれかに該当する方は自費となります。

- 妊娠、その他の事情により不妊治療が中断されている場合
- 保険適用での胚移植が回数制限を超えた場合
- 保険適用の年齢制限を超えた場合

精子凍結の方

保存期間延長料金(維持管理料)は35,000円です。 銀行振込・申請書郵送可(裏面参照)

妊娠性温存のために精子を凍結された方は一律(全てまとめて)35,000円です。

感染症・感染症扱いの方

凍結時に感染症・感染症扱いの方は保存期間延長料金に追加で11,000円必要となります。

〈裏面もご確認下さい〉

銀行振り込みをご希望の方へ (自費でのお支払いの方のみ)

ご本人様確認のためお振込みの際は、必ず診察券番号と氏名の入力をお願いします。

お振込み後の入金完了の確認・凍結延長手続き完了の際に当院から連絡することはございません。

申請書（同意書）は、振込後に当院へ郵送してください。

保存期間延長申請期間外の受付はしておりません。

凍結保存期間延長料金お振込み先

振込先：阿波銀行 0172 佐古東支店 109

預金種目：普通預金 口座番号 1044321

名義：(医)周和会 理事長 鎌田周作

振込氏名：凍結胚の場合は妻の診察券番号と氏名 / 凍結精子の場合は夫の診察券番号と氏名

※文字数に制限があるため、入力可能なところまでお願いします

※振込手数料は患者様負担となります

※独身・未成年の方は対象者の診察券番号と氏名を入力して下さい

銀行の振込用紙は、医療費とみなされますので当院の領収書と一緒に保管して下さい。

«凍結保存期間のお知らせについて»

保存期間終了が近付くと、診察予約システム(@link)アプリでのみお知らせします。

必ずアプリのダウンロードをお願いいたします。

※アプリ以外でのお知らせは行っておりませんので、ご注意ください。

延長申請期日までに延長手続きの確認ができない場合は、自動的に保存中止となりますので、保存期間の把握はご自身で確実に行ってください。

以上、ご不明な点がございましたら当院までご連絡下さい。よろしくお願い致します。

蕙愛レディースクリニック西館 TEL 088-653-1108

※ご連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）の変更があった際は、速やかに当院へお知らせください。

※日曜・祝日・水曜午後は休診日となっております。翌日の連絡をお願い致します。

※当院ホームページでも同様の内容をご案内しております。

※保存期間延長申請書(同意書)は当院ホームページからダウンロードすることも可能です。

※保存期間延長申請書(同意書)の内容、凍結胚・凍結精子の保存期間並びに保存期間延長料金は次回更新時予告なく変更される可能性があります。